

第5章

教育・保育及び 地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

1. 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 制度における市町村の役割

市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、国が子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するために定める基本的な指針を踏まえ、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することとされています。

策定にあたっては、子ども・子育て支援事業計画において次の5項目を定め、総合的・計画的に行うこととされており、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上を図っていきます。

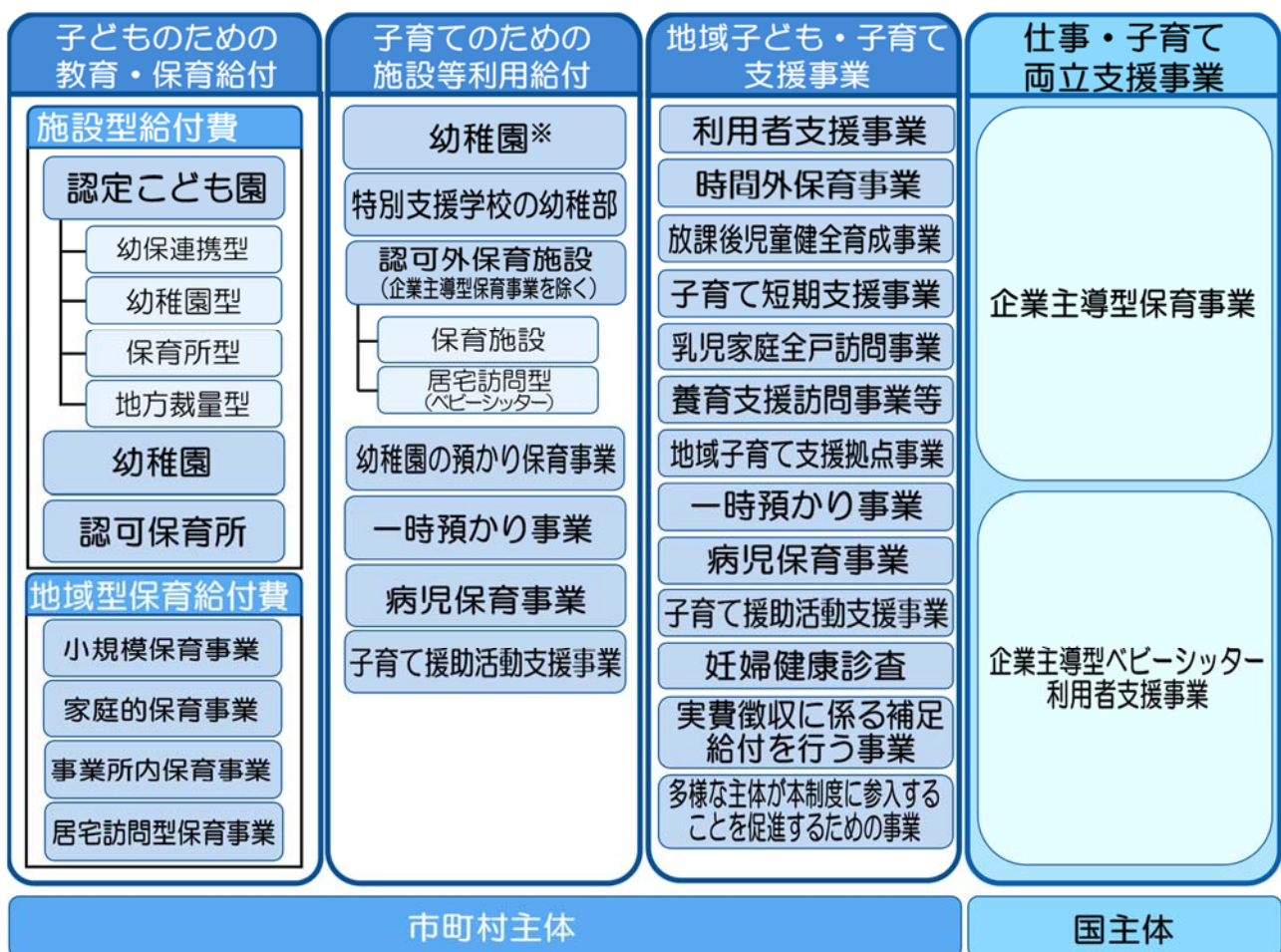
- ① 教育・保育提供区域の設定
- ② 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④ 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- ⑤ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

(2) 給付・支援事業

子ども・子育て支援法において、幼児期の教育・保育の提供（給付）や子育て支援に関する事業として、「子どものための教育・保育給付」「子育てのための施設等利用給付」「地域子ども・子育て支援事業」「仕事・子育て両立支援事業」が定められています。

このうち、「子育てのための施設等利用給付」は、2019年（令和元年）10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、新たに創設された給付事業です。幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を保証するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的としており、3歳から就学前までの児童、及び0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童の教育・保育にかかる基本的な利用料（保育料）を対象に、「子どものための教育・保育給付」及び「子育てのための施設等利用給付」による給付事業として実施されます。

制度に関連する給付・支援事業の全体像は次のとおりです。



※幼稚園のうち、施設型給付を受ける幼稚園を除く。

① 子どものための教育・保育給付

子どものための教育・保育給付は、認定こども園・幼稚園・認可保育所の「特定教育・保育施設」や、小規模保育事業等の「特定地域型保育事業」において、市町村から認定を受けた児童の教育・保育の提供に要する費用に関する給付で、次の2つに分類されます。

■施設型給付

施設型給付の対象施設は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設となります。施設型給付の対象施設を「特定教育・保育施設」といいます。

■地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「事業所内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」の4つです。地域型保育給付の対象事業を「特定地域型保育事業」といいます。

施設・事業		概要
特定教育・保育施設	認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設
	幼稚園	学校教育法に基づき、満3歳から小学校就学前までの幼児の教育を行う施設（施設等利用給付を受ける園を除く）
	認可保育所	児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設で、知事等の許可を受けた児童福祉施設
特定地域型保育事業	小規模保育事業	市町村の認可を受けた事業者が、少人数（定員6～19人）で保育を必要とする0～2歳児に対して保育を行う事業
	家庭的保育事業	市町村の認可を受けた保育士資格等のある保育者（家庭的保育者）の居宅等で、少人数（定員5人まで）で保育を必要とする0～2歳児に対して保育を行う事業
	事業所内保育事業	企業や病院等の事業所が、従業員や職員を対象に、職場内や職場の近くに設置した市町村の認可基準を満たす事業 ※地域の保育を必要とする子どもの受け入れも実施
	居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業

② 子育てのための施設等利用給付

子育てのための施設等利用給付は、市町村からの認定を受けた利用者が、子育てのための施設等利用給付の対象として市町村の確認を受けた「特定子ども・子育て支援施設等」を利用した際にかかる基本的な保育料を対象とした給付です。

施設・事業		概要
特定子ども・子育て支援施設等	幼稚園	学校教育法に基づき、満3歳から小学校就学前までの幼児の教育を行う施設（施設型給付を受ける園を除く）
	特別支援学校の幼稚部	学校教育法に基づく特別支援学校に設置された幼稚園
	認可外保育施設	都道府県の許可を受けていない保育施設（藤沢型認定保育施設・幼児教育施設等を含む）
	預かり保育事業	幼稚園において、開園日の教育時間前後や長期休業日に、在園児童を預かる事業
	一時預かり事業	保護者が就労している場合や緊急の用事が生じた時、リフレッシュしたい時などに、認可保育所において、一時的に保育する事業
	病児・病後児保育事業	児童が病気やその回復期で集団保育が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育が困難な場合、病院・保育所等において児童を一時的に保育する事業
	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人と行うことができる人が会員組織を構成し、預かり等を行う事業

③ 保育の必要性の認定

教育・保育施設及び事業等の利用にあたっては、保育の必要性の有無に応じた給付認定を市町村から受ける必要があります。

給付認定は、子どもの年齢や保育の必要性の有無、利用施設・事業の種別等に応じた区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して認定します。

(ア) 給付認定区分

■ 特定教育・保育給付認定

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための給付認定を受ける必要があります。

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳未満	なし	-	-
	あり	3号認定 (保育標準時間認定) 3号認定 (保育短時間認定)	認可保育所 認定こども園(保育利用) 地域型保育事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園(施設型給付を受ける園) 認定こども園(教育利用)
	あり	2号認定 (保育標準時間認定) 2号認定 (保育短時間認定)	認可保育所 認定こども園(保育利用)

※保育の必要性がある場合には、保育標準時間(主にフルタイムの就労を想定)と保育短時間(主にパートタイムの就労を想定)の2区分によって認定を行うこととなります。
また、満3歳以上で、保育の必要性がない場合には、教育標準時間認定を受けることとなります。

■施設等利用給付

特定子ども・子育て支援施設等の利用にあたり、子育てのための施設等利用給付を受けるためには、給付対象であることの認定を受ける必要があります。

年齢	保育の必要性	認定区分	特定子ども・子育て支援施設等 (利用できる主な施設及び事業)
満3歳未満 (非課税世帯のみ)	なし	-	-
	あり	3号認定	認可外保育施設 幼稚園の預かり保育事業 一時預かり事業 病児・病後児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業
満3歳以上	なし	1号認定	幼稚園(施設等利用給付を受ける園) 特別支援学校の幼稚部
	あり	2号認定	認可外保育施設 幼稚園の預かり保育事業 一時預かり事業 病児・病後児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業

※保育の必要性があり、2号認定を受けられる場合は、4月1日時点で3歳以上の場合に限り、満3歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日を迎えるまでの間は、非課税世帯の場合のみ、3号認定を受けることができます。

(イ) 保育の必要性の事由について

「保育の必要性」が認められる事由については、次のとおりです。

保護者の状況	保育を必要とする事由
① 就労	就労をしていて、月に64時間以上拘束されることが常態となっている場合
② 妊娠・出産	母親の出産準備や出産後の休養が必要な場合
③ 保護者の疾病	病気やけがをしている場合
④ 保護者の障がい	精神や身体に障がいがある場合
⑤ 親族等の介護・看護	親族を介護又は看護していて、月に64時間以上拘束されることが常態となっている場合
⑥ 災害復旧に従事	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合
⑦ 求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合
⑧ 就学	大学・専門学校・職業訓練校等（通信制・定時制は含まない。）に就学していて、月に64時間以上拘束されることが常態となっている場合
⑨ 対象園児のきょうだいの育児休業中	園を利用している児童の弟妹が生まれ、育児休業を取得する場合
⑩ その他	その他市長が必要と認める場合

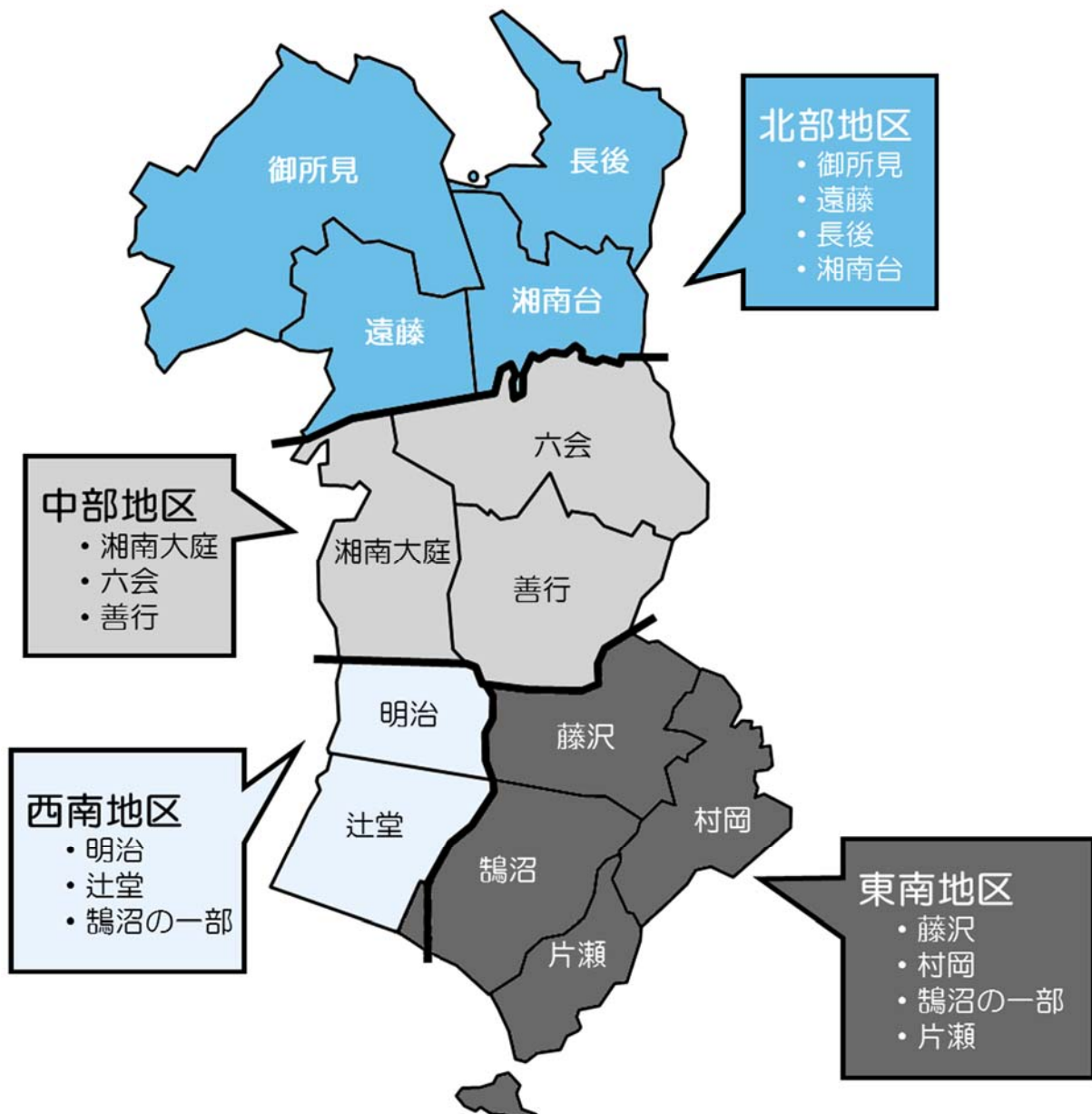
※2019年（令和元年）10月時点

2. 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、子ども・子育て支援事業計画において、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定することが求められています。

本計画では、第1期計画における考え方を踏襲し、教育・保育の量の見込みを定める教育・保育提供区域は全市を4地区に区分し、地域子ども・子育て支援事業に関する提供区域は全市1区域として設定します。

なお、教育・保育提供区域に基づいて、藤沢市保育所整備計画の改定を行い、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化などに配慮して、施設整備や需給調整を行います。



3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域ごとの計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」と「確保の内容（提供体制）」は次のとおりです。

(1) 量の見込みと確保方策

【確保方策の考え方】

●認定こども園（教育利用）・幼稚園

教育利用に関するニーズに対し、市内に設置された認定こども園及び幼稚園、また幼稚園に準じる施設として市が認定した幼児教育施設において対応することを想定しています。

●認定こども園（保育利用）・認可保育所・地域型保育事業等

保育需要の高い地域を中心に、待機児童の多い低年齢の受け入れに配慮した定員構成の認可保育所及び地域型保育施設等の新設や、既存施設の定員拡大などを推進します。認定こども園については、移行における課題や各施設の個別事情等に留意する中で、移行に向けた支援を進めます。

また、認可外保育施設に係る地方単独認証保育施設として、引き続き、藤沢型認定保育施設事業を実施するとともに、企業主導型保育事業への支援と連携を進め、地域枠の活用など、待機児童の受け皿確保を図ります。

具体的な量の見込みと確保の内容は、次ページより記載します。

(2) 3号認定子どもの保育提供率の目標値

待機児童数の多くを占めている3号認定子ども（3歳未満）の計画期間中の保育提供率（3歳未満の人口推計に占める3号認定の利用定員数）の目標値は次のとおりです。

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
目標値	37.5%	42.2%	44.8%	46.4%	48.1%

① 市全域

(単位：人)

2020年度 (令和2年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	5,966	565	4,138	644	3,273	3,917	14,586
		6,531					
確保の内容 ②		7,460	4,894	752	3,135	3,887	16,241
特定教育・保育施設		660	4,589	629	2,512	3,141	8,390
施設等利用給付を受ける幼稚園		6,480	—	—	—	—	6,480
特定地域型保育事業	—	—	0	52	249	301	301
藤沢型認定保育施設	—	—	239	36	179	215	454
企業主導型保育事業	—	—	66	35	122	157	223
上記以外		320	—	—	73	73	393
②-①		929	756	108	△138	△30	1,655

(単位：人)

2021年度 (令和3年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	5,676	534	4,178	673	3,402	4,075	14,463
		6,210					
確保の内容 ②		7,460	5,253	800	3,500	4,300	17,013
特定教育・保育施設		860	4,948	662	2,720	3,382	9,190
施設等利用給付を受ける幼稚園		6,280	—	—	—	—	6,280
特定地域型保育事業	—	—	0	67	335	402	402
藤沢型認定保育施設	—	—	239	36	179	215	454
企業主導型保育事業	—	—	66	35	122	157	223
上記以外		320	—	—	144	144	464
②-①		1,250	1,075	127	98	225	2,550

(単位：人)

2022年度 (令和4年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	5,508	517	4,290	705	3,562	4,267	14,582
		6,025					
確保の内容 ②		7,460	5,460	839	3,695	4,534	17,454
特定教育・保育施設		1,110	5,155	689	2,841	3,530	9,795
施設等利用給付を受ける幼稚園		6,030	—	—	—	—	6,030
特定地域型保育事業	—	—	0	79	399	478	478
藤沢型認定保育施設	—	—	239	36	179	215	454
企業主導型保育事業	—	—	66	35	122	157	223
上記以外		320	—	—	154	154	474
②-①		1,435	1,170	134	133	267	2,872

(単位：人)

2023年度 (令和5年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	5,381	504	4,423	735	3,686	4,421	14,729
		5,885					
確保の内容 ②		7,460	5,588	859	3,772	4,631	17,679
特定教育・保育施設		1,360	5,283	698	2,907	3,605	10,248
施設等利用給付を受ける幼稚園		5,780	—	—	—	—	5,780
特定地域型保育事業	—	—	0	90	445	535	535
藤沢型認定保育施設	—	—	239	36	179	215	454
企業主導型保育事業	—	—	66	35	122	157	223
上記以外		320	—	—	119	119	439
②-①		1,575	1,165	124	86	210	2,950

(単位：人)

2024年度 (令和6年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	5,244	492	4,537	764	3,786	4,550	14,823
		5,736					
確保の内容 ②		7,460	5,706	871	3,844	4,715	17,881
特定教育・保育施設		1,360	5,401	707	2,973	3,680	10,441
施設等利用給付を受ける幼稚園		5,780	—	—	—	—	5,780
特定地域型保育事業	—	—	0	93	461	554	554
藤沢型認定保育施設	—	—	239	36	179	215	454
企業主導型保育事業	—	—	66	35	122	157	223
上記以外		320	—	—	109	109	429
②-①		1,724	1,169	107	58	165	3,058

② 東南地区

(単位：人)

2020年度 (令和2年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	2,088	198	1,598	236	1,274	1,510	5,394
		2,286					
確保の内容 ②		2,371	1,889	310	1,263	1,573	5,833
特定教育・保育施設		450	1,814	251	998	1,249	3,513
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,775	—	—	—	—	1,775
特定地域型保育事業	—	—	0	23	111	134	134
藤沢型認定保育施設	—	—	28	14	47	61	89
企業主導型保育事業	—	—	47	22	78	100	147
上記以外		146	—	—	29	29	175
②-①		85	291	74	△11	63	439

(単位：人)

2021年度 (令和3年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,987	187	1,613	247	1,324	1,571	5,358
		2,174					
確保の内容 ②		2,371	1,961	319	1,337	1,656	5,988
特定教育・保育施設		650	1,886	257	1,042	1,299	3,835
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,575	—	—	—	—	1,575
特定地域型保育事業	—	—	0	26	127	153	153
藤沢型認定保育施設	—	—	28	14	47	61	89
企業主導型保育事業	—	—	47	22	78	100	147
上記以外		146	—	—	43	43	189
②-①		197	348	72	13	85	630

(単位：人)

2022年度 (令和4年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,928	181	1,656	258	1,386	1,644	5,409
		2,109					
確保の内容 ②		2,371	2,037	334	1,418	1,752	6,160
特定教育・保育施設		650	1,962	269	1,097	1,366	3,978
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,575	—	—	—	—	1,575
特定地域型保育事業	—	—	0	29	143	172	172
藤沢型認定保育施設	—	—	28	14	47	61	89
企業主導型保育事業	—	—	47	22	78	100	147
上記以外		146	—	—	53	53	199
②-①		262	381	76	32	108	751

(単位：人)

2023年度 (令和5年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,883	176	1,708	270	1,435	1,705	5,472
		2,059					
確保の内容 ②		2,371	2,073	340	1,446	1,786	6,230
特定教育・保育施設		650	1,998	272	1,119	1,391	4,039
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,575	—	—	—	—	1,575
特定地域型保育事業	—	—	0	32	159	191	191
藤沢型認定保育施設	—	—	28	14	47	61	89
企業主導型保育事業	—	—	47	22	78	100	147
上記以外		146	—	—	43	43	189
②-①		312	365	70	11	81	758

(単位：人)

2024年度 (令和6年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,835	172	1,752	280	1,474	1,754	5,513
		2,007					
確保の内容 ②		2,371	2,145	346	1,495	1,841	6,357
特定教育・保育施設		650	2,070	278	1,163	1,441	4,161
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,575	—	—	—	—	1,575
特定地域型保育事業	—	—	0	32	159	191	191
藤沢型認定保育施設	—	—	28	14	47	61	89
企業主導型保育事業	—	—	47	22	78	100	147
上記以外		146	—	—	48	48	194
②-①		364	393	66	21	87	844

③ 西南地区

(単位：人)

2020年度 (令和2年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,253	118	904	146	794	940	3,215
		1,371					
確保の内容 ②		1,537	1,126	155	675	830	3,493
特定教育・保育施設		0	953	132	515	647	1,600
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,395	—	—	—	—	1,395
特定地域型保育事業	—		0	9	40	49	49
藤沢型認定保育施設	—		173	9	86	95	268
企業主導型保育事業	—		0	5	16	21	21
上記以外		142	—	—	18	18	160
②-①		166	222	9	△119	△110	278

(単位：人)

2021年度 (令和3年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,192	112	913	152	825	977	3,194
		1,304					
確保の内容 ②		1,537	1,273	182	843	1,025	3,835
特定教育・保育施設		0	1,100	150	609	759	1,859
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,395	—	—	—	—	1,395
特定地域型保育事業	—		0	18	88	106	106
藤沢型認定保育施設	—		173	9	86	95	268
企業主導型保育事業	—		0	5	16	21	21
上記以外		142	—	—	44	44	186
②-①		233	360	30	18	48	641

(単位：人)

2022年度 (令和4年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,157	109	938	160	864	1,024	3,228
		1,266					
確保の内容 ②		1,537	1,309	191	892	1,083	3,929
特定教育・保育施設		0	1,136	153	631	784	1,920
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,395	—	—	—	—	1,395
特定地域型保育事業	—		0	24	120	144	144
藤沢型認定保育施設	—		173	9	86	95	268
企業主導型保育事業	—		0	5	16	21	21
上記以外		142	—	—	39	39	181
②-①		271	371	31	28	59	701

(単位：人)

2023年度 (令和5年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,130	106	967	166	894	1,060	3,263
		1,236					
確保の内容 ②		1,537	1,345	194	904	1,098	3,980
特定教育・保育施設		0	1,172	156	653	809	1,981
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,395	—	—	—	—	1,395
特定地域型保育事業	—		0	24	120	144	144
藤沢型認定保育施設	—		173	9	86	95	268
企業主導型保育事業	—		0	5	16	21	21
上記以外		142	—	—	29	29	171
②-①		301	378	28	10	38	717

(単位：人)

2024年度 (令和6年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,101	103	991	173	918	1,091	3,286
		1,204					
確保の内容 ②		1,537	1,381	197	926	1,123	4,041
特定教育・保育施設		0	1,208	159	675	834	2,042
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,395	—	—	—	—	1,395
特定地域型保育事業	—		0	24	120	144	144
藤沢型認定保育施設	—		173	9	86	95	268
企業主導型保育事業	—		0	5	16	21	21
上記以外		142	—	—	29	29	171
②-①		333	390	24	8	32	755

④ 中部地区

(単位：人)

2020年度 (令和2年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,432	136	791	112	488	600	2,959
		1,568					
確保の内容 ②		1,497	899	119	533	652	3,048
特定教育・保育施設		0	899	111	487	598	1,497
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,465	—	—	—	—	1,465
特定地域型保育事業	—		0	6	26	32	32
藤沢型認定保育施設	—		0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	—		0	2	4	6	6
上記以外		32	—	—	16	16	48
②-①		△71	108	7	45	52	89

(単位：人)

2021年度 (令和3年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,362	128	799	117	508	625	2,914
		1,490					
確保の内容 ②		1,497	921	122	558	680	3,098
特定教育・保育施設		0	921	111	491	602	1,523
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,465	—	—	—	—	1,465
特定地域型保育事業	—		0	9	48	57	57
藤沢型認定保育施設	—		0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	—		0	2	4	6	6
上記以外		32	—	—	15	15	47
②-①		7	122	5	50	55	184

(単位：人)

2022年度 (令和4年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,322	124	820	123	532	655	2,921
		1,446					
確保の内容 ②		1,497	957	128	590	718	3,172
特定教育・保育施設		0	957	117	513	630	1,587
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,465	—	—	—	—	1,465
特定地域型保育事業	—		0	9	48	57	57
藤沢型認定保育施設	—		0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	—		0	2	4	6	6
上記以外		32	—	—	25	25	57
②-①		51	137	5	58	63	251

(単位：人)

2023年度 (令和5年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,292	121	845	128	550	678	2,936
		1,413					
確保の内容 ②		1,497	957	133	599	732	3,186
特定教育・保育施設		0	957	117	513	630	1,587
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,465	—	—	—	—	1,465
特定地域型保育事業	—		0	14	62	76	76
藤沢型認定保育施設	—		0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	—		0	2	4	6	6
上記以外		32	—	—	20	20	52
②-①		84	112	5	49	54	250

(単位：人)

2024年度 (令和6年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,259	119	867	133	565	698	2,943
		1,378					
確保の内容 ②		1,497	957	133	594	727	3,181
特定教育・保育施設		0	957	117	513	630	1,587
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,465	—	—	—	—	1,465
特定地域型保育事業	—		0	14	62	76	76
藤沢型認定保育施設	—		0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	—		0	2	4	6	6
上記以外		32	—	—	15	15	47
②-①		119	90	0	29	29	238

⑤ 北部地区

(単位：人)

2020年度 (令和2年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,193	113	845	150	717	867	3,018
		1,306					
確保の内容 ②		2,055	980	168	664	832	3,867
特定教育・保育施設		210	923	135	512	647	1,780
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,845	—	—	—	—	1,845
特定地域型保育事業	—		0	14	72	86	86
藤沢型認定保育施設	—		38	13	46	59	97
企業主導型保育事業	—		19	6	24	30	49
上記以外		0	—	—	10	10	10
②-①		749	135	18	△53	△35	849

(単位：人)

2021年度 (令和3年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,135	107	853	157	745	902	2,997
		1,242					
確保の内容 ②		2,055	1,098	177	762	939	4,092
特定教育・保育施設		210	1,041	144	578	722	1,973
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,845	—	—	—	—	1,845
特定地域型保育事業	—		0	14	72	86	86
藤沢型認定保育施設	—		38	13	46	59	97
企業主導型保育事業	—		19	6	24	30	49
上記以外		0	—	—	42	42	42
②-①		813	245	20	17	37	1,095

(単位：人)

2022年度 (令和4年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,101	103	876	164	780	944	3,024
		1,204					
確保の内容 ②		2,055	1,157	186	795	981	4,193
特定教育・保育施設		460	1,100	150	600	750	2,310
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,595	—	—	—	—	1,595
特定地域型保育事業	—	—	0	17	88	105	105
藤沢型認定保育施設	—	—	38	13	46	59	97
企業主導型保育事業	—	—	19	6	24	30	49
上記以外		0	—	—	37	37	37
②-①		851	281	22	15	37	1,169

(単位：人)

2023年度 (令和5年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,076	101	903	171	807	978	3,058
		1,177					
確保の内容 ②		2,055	1,213	192	823	1,015	4,283
特定教育・保育施設		710	1,156	153	622	775	2,641
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,345	—	—	—	—	1,345
特定地域型保育事業	—	—	0	20	104	124	124
藤沢型認定保育施設	—	—	38	13	46	59	97
企業主導型保育事業	—	—	19	6	24	30	49
上記以外		0	—	—	27	27	27
②-①		878	310	21	16	37	1,225

(単位：人)

2024年度 (令和6年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	左記以外	0歳	1・2歳	小計	
量の見込み ①	1,049	98	927	178	829	1,007	3,081
		1,147					
確保の内容 ②		2,055	1,223	195	829	1,024	4,302
特定教育・保育施設		710	1,166	153	622	775	2,651
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,345	—	—	—	—	1,345
特定地域型保育事業	—	—	0	23	120	143	143
藤沢型認定保育施設	—	—	38	13	46	59	97
企業主導型保育事業	—	—	19	6	24	30	49
上記以外		0	—	—	17	17	17
②-①		908	296	17	0	17	1,221

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた子育て支援を充実することを目的とした13の事業が位置づけられており、各市町村が実施しています。

【地域子ども・子育て支援事業】

国の呼称	本市における事業名
(1) 利用者支援事業	利用者支援事業
(2) 時間外保育事業	延長保育事業
(3) 放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ
(4) 子育て短期支援事業	ショートステイ事業 トワイライトステイ事業
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	藤沢市こんにちは赤ちゃん事業 ～ハローベビィ訪問～
(6) 養育支援訪問事業	養育支援訪問事業
(7) 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター事業 つどいの広場事業
(8) 一時預かり事業	①幼稚園が実施する預かり保育事業 ②幼稚園以外が実施する一時預かり事業
(9) 病児保育事業	病児保育事業 病後児保育事業
(10) 子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業
(11) 妊婦健康診査	妊婦健康診査
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※(12)及び(13)の事業については、量の見込み及び確保方策を設定する事業の対象外

計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容は次のとおりです。

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての相談・情報提供などの支援を行う事業です。

- ・保育コンシェルジュによる相談・情報提供（基本型・特定型）

保育課の窓口において、保育コンシェルジュによる保育サービスに関する相談や情報提供を行うとともに、子育て支援センター3か所での出張相談を行います。

- ・子育て世代包括支援センターを中心とした相談支援（母子保健型）

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。

【確保方策の考え方】

- ・保育コンシェルジュによる相談・情報提供（基本型・特定型）

保護者に寄り添う支援として、保育コンシェルジュによる相談や情報提供を引き続き行うとともに、相談者への相談後のフォローや入所保留となった児童の保護者に対する認可外保育施設等の情報提供、また、認可保育施設入所申込状況の確認等の業務を充実させていきます。

- ・子育て世代包括支援センターを中心とした相談支援（母子保健型）

子育て世代包括支援センター等を拠点に、情報提供等保健事業を通じ、妊産婦と子どもに関わる支援を利用しやすいよう、利用者支援事業の実施に努めます。

(単位：か所)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	7	7	7	7	7
基本型・特定型	4	4	4	4	4
母子保健型	3	3	3	3	3
確保の内容 (実施体制)	・保育コンシェルジュによる保育サービスに関する相談・情報提供 ・子育て世代包括支援センターを中心とした相談支援				

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育の必要性の認定を受け、認定こども園、認可保育所等を利用する子どもについて、通常の利用日及び利用時間を超えて保育が必要な場合に、認定こども園、認可保育所等において保育を実施する事業です。

【確保方策の考え方】

多様化する保護者の就労形態や保育ニーズへの対応を図るため、地域の実情や利用状況を踏まえ、引き続き、時間外保育事業（延長保育事業）の充実に取り組んでいきます。

（単位：人）

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み ①	5,607	5,701	5,844	6,069	6,282
確保の内容 ②	6,417	6,545	6,676	6,810	6,946
②－①	810	844	832	741	664

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室、児童館等において、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【確保方策の考え方】

2019 年度（令和元年度）現在の待機児童が発生している学区、児童推計等を参考に、児童クラブの整備が必要な学区を検討のうえ、計画的な整備に取り組んでいきます。具体的な整備内容は「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」に掲載します。

（単位：人）

	2020 年度 （令和2年度）	2021 年度 （令和3年度）	2022 年度 （令和4年度）	2023 年度 （令和5年度）	2024 年度 （令和6年度）
量の見込み ①	3,957	4,135	4,294	4,420	4,494
1年生	1,144	1,211	1,263	1,283	1,279
2年生	1,017	1,049	1,094	1,130	1,139
3年生	722	746	758	782	800
4年生	465	496	526	547	579
5年生	401	413	428	444	454
6年生	208	220	225	234	243
確保の内容 ②	4,389	4,424	4,460	4,597	4,722
②－①	432	289	166	177	228

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業概要】

保護者の病気や出産、看護、冠婚葬祭、出張、夜勤等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、短期間（連続7日、1か月10日まで）子どもを預かる事業です。

【確保方策の考え方】

2020年（令和2年）3月現在実施している体制で、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持しながら事業を実施していきます。

（単位：人日）

	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
量の見込み ①	248	238	234	233	231
確保の内容 ②	1,606	1,606	1,606	1,606	1,606
②－①	1,358	1,368	1,372	1,373	1,375

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（藤沢市こんにちは赤ちゃん事業～ハローベビィ訪問～）

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児とその保護者の心身の様子や養育環境などの把握を行い、子どもの健やかな育ちと安全・安心な子育てのために必要な情報提供や様々な支援に結びつける事業です。

【確保方策の考え方】

保健師・助産師・看護師の専門資格を持つ訪問員が訪問を行い、乳児と保護者の健康への配慮と、その時期の子育てで起こりうる課題への対応ができるよう、他職種・他機関と連携し、必要な支援につなぎます。

（単位：人）

	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
量の見込み	3,250	3,200	3,150	3,100	3,050
確保の内容 （実施体制）	<ul style="list-style-type: none"> 資格保有者による乳児家庭（生後4か月まで）の全件訪問 発育や育児に関する相談や適切な情報提供 不適切な養育などの問題の早期発見 				

(6) 養育支援訪問事業

【事業概要】

家庭において児童が適切に養育されるよう、支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅に訪問し指導・助言、育児・家事援助等の専門的支援を行う事業です。

【確保方策の考え方】

各家庭が必要とする支援が異なるため、家庭状況等の把握に努め、児童が適切に養育されるよう、支援を行っていきます。

(単位：人)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	521	516	511	505	498
確保の内容 (実施体制)	・保健師等による養育に関する専門的指導・助言の支援 ・ヘルパー派遣(委託業務)による育児・家事の援助				

(7) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業・つどいの広場事業)

【事業概要】

子育て支援センターやつどいの広場など地域の身近な場所で乳幼児及びその保護者の相互の交流や、子育てについての相談、情報提供など子育て家庭への支援を行う事業です。拠点から離れている地域においては、子育てアドバイザー等が出向き、巡回子育てひろば等を実施しています。

【確保方策の考え方】

2019年(令和元年)現在実施している施設に加え、2020年度(令和2年度)より巡回子育てひろばの巡回先を増やし、地域における子育て支援の充実を図ります。

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み(人回)	107,832	109,250	111,624	113,172	114,271
確保の内容(か所)	38	39	39	39	39

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園が実施する預かり保育事業

【事業概要】

幼稚園の在園児を対象に、通常の教育時間を延長して幼児の預かりを行う事業（就労等の理由により、定期的に利用するものを含む）です。

【確保方策の考え方】

対象児童数の減少が見込まれるものの、2019年（令和元年）10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、一時預かり事業（幼稚園型）や預かり保育事業の需要の増加が見込まれます。

今後も、保護者の多様な保育ニーズに対応するため、安定的な事業の実施に向けた支援を行っていきます。

（単位：人日）

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み ①	127,184	125,147	123,501	123,417	122,998
1号認定による利用	42,395	41,716	41,167	41,139	40,999
2号認定による利用	84,789	83,431	82,334	82,278	81,999
確保の内容 ②	123,690	123,690	123,690	123,690	123,690
一時預かり事業 (幼稚園型 ^{※1})	18,554	22,264	25,975	29,686	33,396
上記以外 ^{※2}	105,136	101,426	97,715	94,004	90,294
②-①	△3,494	△1,457	189	273	692

※1 施設型給付を受ける幼稚園（特定教育施設）が行う預かり保育事業。

※2 施設等利用給付を受ける幼稚園が行う預かり保育。

② 幼稚園以外が実施する一時預かり事業

【事業概要】

・一時預かり事業（幼稚園以外）

保護者の就労や病気、出産等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、認可保育所において、必要な保育を行う事業です。

・ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい人と行うことができる人が会員組織を構成し、保育所等への送迎や預かり等を行う事業です。

・トワイライトステイ事業

保護者の病気や出産、看護、冠婚葬祭、出張、夜勤等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、夕方から夜にかけて短期間、子どもを預かる事業です。

【確保方策の考え方】

保護者の子育ての負担軽減など多様な保育ニーズへの対応として、引き続き認可保育所における一預かり事業を実施するとともに、地域ニーズを踏まえ、より効果的な事業の実施に向けて、実施方法の見直しを検討していきます。

また、ファミリー・サポート・センター事業及びトワイライトステイ事業については、2020年（令和2年）3月現在の提供体制を維持しながら実施していきます。

（単位：人日）

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み ①	43,785	44,403	45,622	47,322	48,850
確保の内容 ②	61,439	63,879	63,879	63,879	63,879
一時預かり事業 （幼稚園以外）	53,680	56,120	56,120	56,120	56,120
ファミリー・サポート・センター事業 （病児病後児以外）	4,660	4,660	4,660	4,660	4,660
トワイライトステイ事業	3,099	3,099	3,099	3,099	3,099
②-①	17,654	19,476	18,257	16,557	15,029

(9) 病児保育事業（病児保育事業・病後児保育事業）

【事業概要】

乳幼児が病気やその回復期にあるため集団保育が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育を行うことができない場合に、保育施設や医療機関において一時的に保育を行う事業です。

【確保方策の考え方】

2020年（令和2年）3月現在、認可保育所3か所と企業主導型保育事業1か所において、病後児保育事業を実施しています。

また、病児保育事業については、藤が岡二丁目再整備事業による整備や、医療機関との連携による整備を進めています。

今後は、整備を進めている事業の実施状況のほか、教育・保育提供区域ごとのニーズの動向や利用者の利便性等を踏まえ、現状で実施施設がない中部地区への設置など、必要な整備に向けた検討をしていきます。

（単位：人日）

	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
量の見込み ①	5,785	6,527	6,439	6,404	6,356
確保の内容 ②	4,019	4,987	5,722	6,457	6,457
病児病後児保育	3,856	4,824	5,559	6,294	6,294
ファミリー・サポート・センター事業 （病児病後児利用）	163	163	163	163	163
②－①	△1,766	△1,540	△717	53	101

(10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業(就学児の預かり))

【事業概要】

子育ての援助を受けたい人と行うことができる人が会員組織を構成し、放課後児童クラブへの送迎や預かり等を行う事業です。

【確保方策の考え方】

2020年(令和2年)3月現在実施している体制で見込み量を確保できているため、この体制を維持するために今後も援助を行う会員の確保に努めます。

(単位：人日)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み ①	4,639	4,659	4,606	4,493	4,393
確保の内容 ②	4,659	4,659	4,659	4,659	4,659
②-①	20	0	53	166	266

(11) 妊婦健康診査

【事業概要】

安全・安心に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。

【確保方策の考え方】

母子健康手帳交付等妊娠期支援に関わる情報提供を充実し、適正交付を受け、適正な時期に健診を受診できるよう啓発に努めます。

(単位：人回)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	39,500	39,000	38,500	38,000	37,500
確保の内容 (実施体制)	・妊婦健康診査費用補助券の交付と医療機関等との連携 ・妊娠期からの切れ目ない支援の充実				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

認可保育所や幼稚園等を利用する児童の保護者が、各園に支払う給食費、日用品や文房具などの教材費、行事への参加費等の実費について、低所得者の負担軽減を図るため、その費用の一部を助成します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

特定教育・保育施設への民間事業者の新規参入の促進に向けた調査研究や、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等への設置、運営を促進するための支援を行う事業です。

5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の 一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及について

教育及び保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労状況の変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れる施設です。

本市では、2017年度（平成29年度）に私立幼稚園1園が認定こども園へと移行しており、この移行にあたっては、神奈川県との調整や必要な情報提供などの支援を行いました。

2020年（令和2年）3月現在、施設等利用給付を受ける幼稚園において、認定こども園への移行を検討する施設もあることから、今後は、幼児教育・保育の無償化の影響を踏まえ、各施設の個別事情等に留意する中で、引き続き、移行に向けた支援を進めていきます。

(2) 教育・保育施設等と地域型保育との連携

多様な教育・保育ニーズに対応するためには、認可保育所等の教育・保育施設や、小規模保育事業等の地域型保育事業、さらには認可外保育施設や一時預かり事業などの子ども・子育て支援施設等が相互に連携することが重要です。

本市では、教育・保育の提供区域ごとに、地域型保育事業所の卒園後の受け皿として、複数の連携施設を確保できるよう、認可保育所との間で協定の締結や、卒園後も円滑に保育の提供ができるよう、施設間の情報共有や連携等の支援を行っています。

また、区域内の保育関連施設との連携や交流、支援などを目的に、教育・保育の提供区域ごとに設置した基幹保育所（公立保育園4園）が中心となり、地域型保育事業所や藤沢型認定保育施設等を巡回し、保育内容に関する相談を行うとともに、研修会を開催するなど、保育の質の確保に向けた取組を進めています。

今後も、引き続き、教育・保育施設や小規模保育事業、子ども・子育て支援施設等の連携に向けた支援の充実を図ります。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

2019年(令和元年)10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い創設された、子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な給付を行うとともに、保護者の利便性や施設の事務負担等を考慮し、施設・事業種別に応じて、次のとおり給付を行うこととします。

施設・事業種別	給付方法	給付回数
施設等利用給付を受ける幼稚園の通常時間(教育時間)の利用	法定代理受領 (保護者が支払う利用料分を、市が園に対して給付)	年2回
上記以外の利用 (認可外保育施設・幼稚園の預かり保育・一時預かり事業等)	償還払い (保護者が園に支払った利用料分を、市が保護者に対して給付)	年2回

また、過誤請求・支払いを防止するために、給付に関する案内や申請等の手続きについて、各施設と連携し、円滑な実施に努めます。

(2) 特定子ども・子育て支援施設等の確認における神奈川県との連携

幼稚園や認可外保育施設等の特定子ども・子育て支援施設等について、子育てのための施設等利用給付の対象施設・事業であることの確認にあたり、指導監督権限を持つ神奈川県と連携し、施設の運営状況等の情報共有を図っていきます。

また、神奈川県が行う立入調査等への同行など、特定子ども・子育て支援施設等の実情把握に努めるとともに、必要に応じて助言を行うなど、教育・保育の質の確保に向け、取り組んでいきます。

